（案）

参考資料１

国 自 整 第　　　号
令和６年　月　　日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っています。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われますが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかった事案が報告されています。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順（例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする）を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになりますが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となります。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号）の規定に基づき、同通達２－１（３）の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので了知いただくとともに、傘下会員あてに周知願います。

別添

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

１．用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月28日国自基第221号、国自整第270号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）「アップデート」とは、（独）自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定DTC照会アプリのアップデートをいう。

（２）「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定DTC照会アプリを使用できない状態となることをいう。

２．特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

（１）OBD検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

（２）特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（１）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

（３）特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領４－２に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

（４）同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

（５）コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、（１）から（３）までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し２年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

３．機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

別紙（様式例）

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

□アップデートエラーが発生した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分

□コールセンターに連絡した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分、●●（連絡者名）
■　令和●年●月▲日　▲時▲分、●●（連絡者名）

□受領した特例番号
（記載例）
■　UD41-240625-11
■　UD41-240626-11
・
・
・
※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。